

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2014年1月)

【ロンドンのウェストエンド地区の長期的繁栄の方策を検討していた委員会が報告書発表～ 提案受け「ウェストエンド地区パートナーシップ」が設置】

「ウェストエンド (West End) 地区」は、英国屈指の繁華街や観光名所などがあることで知られるロンドン中心部のエリアである。ウェストエンド地区の法的な定義はないが、一般的には、歓楽街として知られるソーホー (Soho) や、その周辺のメイフェア (Mayfair)、フィッツロビア (Fitzrovia)、セント・ジェームズ (St. James)、ホルボーン (Holborn)、ブルームズベリー (Bloomsbury) などの地区が含まれるとされる。ロンドンには 33 の区に分かれているが¹、ウェストエンド地区はその殆どがウェストミンスター区 (City of Westminster) に入る。ウェストエンド地区には、ショッピング街として有名なオックスフォード通り (Oxford Street) やリージェント通り (Regent Street)、ボンド通り (Bond Street) などが含まれ、百貨店などの小売店のほか、レストラン、バー、ホテル等の商業施設が数多く立ち並ぶ。さらに、ニューヨークのブロードウェイに並ぶ劇場街に加え、美術館や博物館などの文化施設、また映画やテレビ番組の制作会社などのメディア関連企業も多い活気溢れる地域である。また、諸外国の在英大使館の多くがウェストエンド地区に設置されている。

ウェストエンド地区は、日本との強い繋がりを持つエリアでもある。メイフェア地区やセント・ジェームズ地区などの高級品店で構成される組織である「ロンドン・ラグジュアリー・クォーター (London Luxury Quarter)」と、東京・丸の内内の小売店で構成される「丸の内商店会」は 2011 年 8 月、「姉妹ストリート」として提携すべく、パートナーシップ協定を締結した。提携の目的は、これら 2 地域の知名度の向上と買い物客の誘致であった。また、2009 年には、東京・渋谷の駅前交差点をモデルにしたスクランブル交差点がウェストエンド地区のオックスフォードサーカス (Oxford Circus) に誕生している。交差点のお披露目の式典には、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長も出席した。

国内外から多くの訪問者を集め、ロンドンの中心地として栄えているウェストエンド地区であるが、この地区全域を管轄する行政組織は存在しない。前述のように、一般に「ウェストエンド地区」と称される地域は、その大半がウェストミンスター区内であるが、一

¹ 正確には、「バラ (borough)」と呼ばれる 32 の区と、古い歴史を持ち、独特の制度で運営されている「シティ・オブ・ロンドン (City of London)」と呼ばれる自治体が存在し、ウェストミンスター区は「バラ」の 1 つである。ウェストミンスター区の名称に「City」が付くのは、同区が、女王から「勅許状 (royal charter)」を発行され、「シティ」の地位を与えられているためである。自治体に「シティ」の地位を付与する制度については、2010 年 12 月のマンスリートピック「女王の即位 60 周年で自治体にシティの地位とロード・メイヤーの権利を付与」を参照のこと。

部は隣接するカムデン区内に入る。また、商業地区の再生を目的とした自治体と民間企業のパートナーシップである「ビジネス向上地区 (Business Improvement Districts、BIDs)」²は、ウェストエンド地区に2つ設置されているが、どちらもウェストエンド地区の一部のみを所轄する。

こうした状況のため、ウェストエンド地区では、公共サービスに対する需要が政策に反映されていない、効率的で効果的な都市計画が実現できていないなどの声が、地元企業などから聞かれていた。加えて、ロンドンのみならず英国の経済的拠点としてのウェストエンド地区の重要性が、同地区に投入される国からの補助金の額に反映されていないと指摘する声も少なくなかった。

このような状況を背景に、ウェストminster区は2012年夏、「ウェストエンド委員会 (West End Commission) を発足させた。その目的は、ウェストエンド地区がロンドン経済及び世界経済において重要な地位を占めながら、同時に、住民、企業及び訪問客のニーズを満たせるようにするための長期的方策を検討することであった。同委員会は、ロンドン以外のイングランドの大都市の1つであり、近年再開発に成功しているマンチェスター市の事務総長であるハワード・バーンスタイン卿が委員長を務め、独立の立場で調査を行った。委員会のその他のメンバーには、ウェストエンド地区の商業施設の所有者や都市問題の専門家などが含まれていた。

同委員会が設置された背景には、上記で述べた点のほかにも、下記のようなものがあった。

- ・不況の影響で、オックスフォード通りの小売店の幾つかが閉店に追い込まれている。
- ・ソーホー地区での駐車場不足。
- ・2018～19年にロンドンを東西に横断する新鉄道「クロスレール (Crossrail)」が完工し、ウェストエンド地区を通過することで、同地区への訪問者のさらなる増加と地域の公共サービスへの影響が見込まれている。

委員会は、ウェストエンド地区の自治体、住民、土地所有者、各種商業施設や娯楽施設、市民団体や慈善団体などから口頭及び書面で意見を聴取した。これを基に委員会は2013年

² 「ビジネス向上地区 (BIDs)」とは、限定された商業地区の再活性化、環境美化、施設整備などを目的とする自治体と民間企業のパートナーシップであり、当該地区内の企業から徴収する特別税を財源とする。ウェストエンド地区には、「ニュー・ウェストエンド・カンパニー (New West End Company)」の「ハート・オブ・ロンドン (Heart of London Business)」という2つのBIDが設置されている。

4月、調査の最終報告書を発表した。報告書に掲げられた主な提案は、下記の通りであった。

- ・政府は、ウェストエンド地区に商業施設や企業が多数集まり、多くの観光客が訪れることによって、同地区の自治体が多大な経済的負担を強いられていることを認識するべきである。政府はさらに、現在の制度下では、ウェストエンド地区への投資を促進する経済的インセンティブが同地区の自治体に与えられていないという問題に取り組むべきである。

- ・ウェストエンド地区には、同地区全体を管轄する行政組織が必要である。ウェストエンド地区全体を管轄する行政組織と、上で述べた、同地区への投資を自治体に促す経済的インセンティブは、住み、働き、訪問し、投資する場所としてウェストエンド地区を発展させるために必要である。また、これらは、住宅、都市計画、警察、酒類販売許可等を含む全ての公共サービスの十分かつ適切な調整を確保するためにも必要である。

- ・ウェストエンド地区全体を管轄する行政組織と、ウェストエンド地区への投資を自治体に促す経済的インセンティブの導入によって、この地区の長期的なビジョンを策定するために不可欠な基盤を構築するなどの課題に取り組む必要がある。

- ・ウェストエンド地区全体を管轄する行政組織として、自治体、ロンドン市長、ロンドン交通局、ロンドン警視庁及び企業などが参加する「ウェストエンド地区パートナーシップ (West End Partnership)」を設置すべきである。「ウェストエンド地区パートナーシップ」が設置後に最初に行うべきことは、経済成長と二酸化炭素排出量削減に向けて最優先で取り組むべき課題を盛り込んだプランを策定することである。このプランは、ウェストエンド地区の住民や企業、商業施設、自治体などから意見を聞いた上で、確かな情報とデータに基づいて策定されるべきである。

- ・ウェストminster区は、同区の幹部職員で構成され、「ウェストエンド地区パートナーシップ」の活動を支援、監督するチームを設置すべきである。

報告書はまた、交通分野では下記のような提案を掲げていた。

- ・金・土曜の地下鉄の運行時間を1時間延長するとの案を含め³、(既に導入されている夜行バスのサービスに加えて) 公共交通機関を深夜または終日運行させる可能性につ

³ ウェストエンド委員会によるこの報告書が発表された時点で既に、ロンドン交通局は、金・土曜にロンドンの地下鉄を終日運行させる案を検討していたが、報告書発表後の2013年11月、一部の路線で2015年よりこれを実施する旨を発表した。

いて検討する。

- ・交通量の多い地域で二酸化炭素排出量ゼロのバスを試験的に導入する可能性を検討する。
- ・ウェストエンド地区の主要なショッピング街で歩行者天国を実施する機会を増やす⁴。

報告書はまた、ウェストエンド地区のマーケティング活動については、既に「ウェストエンド地区マーケティング連合 (West End Marketing Alliance)」が設置されているものの、同地区のマーケティングに関する包括的な戦略が存在しないと指摘。その上で、グレーター・ロンドン全体を管轄するマーケティング組織「ロンドン・アンド・パートナーズ (London and Partners)」が、特にウェストエンド地区のプロモーション活動を専門に行う部署を設置することを提案した。さらに、「ウェストエンド地区パートナーシップ」の支援のもと、ウェストエンド地区のマーケティング活動の一元的な調整を行うことを提案している。

この報告書が発表された直後、ウェスミンスター区の内閣⁵は、報告書の提案を受け入れ、「ウェストエンド地区パートナーシップ」を設置することに合意した。これを受けて「ウェストエンド地区パートナーシップ」が設置され、以降、毎月会合を行っている（パートナーシップのメンバーは公表されていない）。パートナーシップの組織内で、マーケティング、交通、治安などの分野ごとに作業部会も設置されており、今後の取り組みの方針について検討している。今後、ウェストエンド地区内では、これら作業部会が決定した方針に沿って、自治体やロンドン警視庁、ロンドン交通局などが提供する公共サービスの調整が行われる。

⁴ ウェストエンド地区のオックスフォード通り及びリージェント通りは、これまでも、特別なイベントの開催時に限り、限定的に歩行者天国を実施している。報告書は、これをイベント開催時に限定せず、より多くの機会に実施することを提案している。

⁵ イングランドの自治体のうち、執行形態に「リーダーと内閣制」または「直接公選首長と内閣制」を採用している自治体は、「内閣」を有する。内閣は、首長（「リーダー」または直接公選首長）が任命する議員で構成され、政策決定に責任を持つ。